

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場においてプレス機械用金型のCAM設計等の業務を行ってきたが、平成〇年〇月〇日に配置転換となり、会社の関連企業である会社Dの本社事務所（以下「本社事務所」という。）において納品書、請求書作成等の事務作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、本社事務所で業務中に突然倒れ、E医療センターに救急搬送されたが、同センターで死亡が確認された。当該死亡診断書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「直接死因：心臓性突然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の疾病の発症及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は平成〇年〇月〇日に心臓性突然死したと述べ、また、労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会（以下「専門部会」という。）作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、被災者は平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃に心室細動による心停止（以下「本件疾病」という。）を発症したとされている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的所見を精査したところ、被災者は同日時に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病の発症に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間の算定について

ア 始業時刻について

被災者は、会社に自家用車で通勤しており、会社近くの駐車場に駐車した後、本社事務所に向かい、1階入口脇に設置されたタイムカード読み取り機に自分のカードをかざして記録してから、1軒おいて隣の会社C工場（平成〇年〇月〇日の配置転換後は、そのまま本社事務所）へ向かったものと考えられるところ、出勤時のカード打刻時刻をみると、その大部分が午前8時前

から5分以内であり、始業前の時間について会社から清掃等の指示を受けていたとする特段の状況はみられないことから、当審査会としては、被災者の発症前6か月間において、始業時刻を午前8時として算定することは妥当であると判断する。

イ 終業時刻について

請求人は、会社C工場に設置されている共用パソコン（以下「工場パソコン」という。）のシャットダウン時刻（以下「SD時刻」という。）を用いて、労働時間を算定すべきと主張しているが、被災者は、平成〇年〇月〇日に同工場から本社事務所へ配置転換となり、以降、本社事務所に設置された共用パソコン（以下「事務所パソコン」という。）を使用していたことから、以下、期間を分けて検討する。

(ア) 平成〇年〇月〇日から発症前日までの間（以下「本社事務所期間」という。）について

被災者は、後任者のGにCAM設計等の業務を引き継ぐために会社C工場に数回出向いたものの、定時を過ぎて被災者が同工場で作業をしたことはなく、Gが工場パソコンの起動とシャットダウンを行っており、被災者が工場パソコンをシャットダウンしたことはなかった旨従業員らは申述しており、その内容に矛盾した点は見受けられないことから、本社事務所期間において、被災者が工場パソコンのシャットダウンを行ったことはないと推認することが妥当である。

次に、本社事務所期間における、事務所パソコンのSD時刻についてみると、被災者は定時の午後5時に退社することが多く、残業しても午後7時30分以降になることはなく、事務所パソコンは、被災者が定時に帰った後に、H、I、Jも使用しており、会社C工場の従業員全員が帰る時には本社事務所に声掛けするが、この時に、本社事務所には、H、I、Jはいたが、被災者はいなかった旨従業員は申述しており、その内容に矛盾した点は見受けられないことから、本社事務所期間において、被災者が事務所パソコンのシャットダウンを行っていたとは考え難い。

そうすると、当審査会は、本社事務所期間においては、カード打刻時刻をもって終業時刻とみることが合理的であると判断する。

(イ) 被災者の発症6か月前の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間

(以下「東工場期間」という。)について

被災者は、終業後に同工場の従業員と一緒に帰ることが多かったが、定時に帰ることもあり、また、工場パソコンのシャットダウンは、同工場において最後に帰る人が行うこととされており、Kが行うことがよくあった旨従業員は申述しており、被災者のカード打刻時刻が工場パソコンのSD時刻よりも早い日は、いずれの日も同工場の他の従業員のカード打刻時刻が、工場パソコンのSD時刻よりも遅い時刻になっており、各申述内容との矛盾は認められない。また、平成〇年〇月〇日は、工場パソコンのSD時刻が同工場従業員全員のカード打刻時刻よりも遅いことから、被災者がいったん戻ったものと推認して、工場パソコンのSD時刻を被災者の終業時刻とする。

そうすると、C工場期間においては、平成〇年〇月〇日のみ工場パソコンのSD時刻を終業時刻とし、他の日は被災者のカード打刻時刻をもって終業時刻とみることが合理的である。

以上のとおり、被災者の終業時刻については、被災者の発症前日から発症前6か月前までの間、上記に記載した日以外は、被災者のカード打刻時刻をもって算定することが合理的であると認められることから、当審査会としては、監督署長による終業時刻の認定方法は妥当であると判断する。

(5) 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間において、被災者の時間外労働時間数は6分であり、休日も2日間確保されていたことから、特に過重な身体的、精神的負荷が認められる短期間の過重な業務に従事したとは認められない。

また、被災者のプレス作業は両日とも2時間程度であった上、被災者は比較的安全性が高いとされる光線式安全装置付きプレス機械を使用していたものであり、同工場の従業員にとっては通常のプレス作業であると考えられ、当審査会としては、当該プレス作業が過重な精神的負荷になったとまではいえないものと判断する。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前6か月間の労働時間については、上記(4)で検討したとおり、始業時刻を午前8時、終業時刻をカード打刻時刻として算定すると、時間外労働時間は、発症前1か月目は47時間48分、発症前2か月間な

いし6か月間までの平均時間外労働時間で最大となるのは発症前4か月間の4時間47分であり、本件疾病発症前2か月間ないし6か月間までの平均時間外労働時間はいずれも1か月当たり45時間以下であったことが認められ、また、被災者の本件疾病発症前6か月間における休日は、月に7日ないし13日確保されていたことが認められる。

したがって、当審査会としては、本件疾病発症前1か月ないし6か月において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因（健康状態等）について、被災者は、平成○年○月及び平成○年○月実施の定期健康診断で高脂血症を指摘され、とりわけLDLコレステロールの数値は、それぞれ225mg/dl、189mg/dlと著しく高くなっており、また、BMIはそれぞれ肥満に該当する30、29.7であったことが認められる。

(8) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症及びそれによる死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(9) なお、請求人は、被災者が平成○年○月○日にり患した感染性胃腸炎が回復しないまま働かされたことも発症原因の一つであると主張するが、感染性胃腸炎が遷延していたことを裏付ける客観的根拠は認められず、更に専門部会作成の平成○年○月○日付け意見書によると、○か月前からのウイルスによる急性心筋炎発症の可能性は高いとはいえない旨述べられており、当審査会としても、これは妥当な判断と考える。したがって、請求人の主張は認められない。

このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。